

生駒市規則第 17 号

生駒市行政経営会議規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 6 月 30 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市行政経営会議規則等の一部を改正する規則

(生駒市行政経営会議規則の一部改正)

第 1 条 生駒市行政経営会議規則(平成 25 年 5 月生駒市規則第 31 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「、水道事業管理者」を削る。

(生駒市法令遵守推進条例施行規則の一部改正)

第 2 条 生駒市法令遵守推進条例施行規則(平成 19 年 10 月生駒市規則第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項中「、教育長及び水道事業管理者」を「及び教育長」に改める。

(生駒市水道事業管理者に対する事務委任に関する規則の一部改正)

第 3 条 生駒市水道事業管理者に対する事務委任に関する規則(平成 24 年 3 月生駒市規則第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条から第 4 条までを次のように改める。

(下水道使用料の徴収に係る事務の委任)

第 2 条 市長は、その権限に属する下水道使用料(水道事業が供給する水道水以外の水のみを使用し、排除する使用者の使用料を除く。)の徴収に関する事務を水道事業管理者に委任する。

(専用水道に係る事務の委任)

第 3 条 市長は、水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)に

規定する専用水道に係る事務のうち、市長の権限に属する次に掲げる事務を水道事業管理者に委任する。

- (1) 法第 3 2 条の規定による専用水道の布設工事の設計が施設基準に適合することについての確認
- (2) 法第 3 3 条第 1 項の規定による専用水道の布設工事の設計に係る確認の申請書の受理
- (3) 法第 3 3 条第 3 項の規定による申請書の記載事項の変更の届出の受理
- (4) 法第 3 3 条第 5 項の規定による施設基準に適合することの確認等の通知
- (5) 法第 3 4 条第 1 項において読み替えて準用する法第 1 3 条第 1 項の規定による専用水道の給水の開始前の届出の受理
- (6) 法第 3 4 条第 1 項において準用する法第 2 4 条の 3 第 2 項の規定による業務の委託に係る届出の受理
- (7) 法第 3 6 条第 1 項の規定による専用水道の水道施設の改善の指示
- (8) 法第 3 6 条第 2 項の規定による専用水道の水道技術管理者に対する警告又は設置者に対する水道技術管理者の変更の勧告
- (9) 法第 3 7 条の規定による専用水道の設置者に対する給水停止の命令
- (10) 法第 3 9 条第 2 項の規定による専用水道の設置者からの報告の徴収又は立入検査

(簡易専用水道に係る事務の委任)

第 4 条 市長は、法に規定する簡易専用水道に係る事務のうち、市長の権限に属する次に掲げる事務を水道事業管理者に委任する。

- (1) 法第 3 6 条第 3 項の規定による簡易専用水道の設置者に対する清掃その他の必要な措置をとるべき旨の指示
- (2) 法第 3 7 条の規定による簡易専用水道の設置者に対する給水停止の命

令

(3) 法第39条第3項の規定による簡易専用水道の設置者からの報告の徴収又は立入検査

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。